金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　ＦＸコーポレーション株式会社
２．本店所在地　東京都品川区北品川１―13―７長栄ビル８階
３．登録番号　関東財務局長（金商）第1661号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　平成26年９月５日
６．行政処分の内容
　平成26年９月５日から12月４日までの間、金融商品取引業に係る全ての業務（顧客取引の結了のための処理等当局が個別に承認したものを除く）の停止。

平成 26 年９月 18 日

関東財務局長　細田　　隆

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年９月 18 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

１　処分をした年月日　平成26年９月４日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社井上組　井上猪十郎　兵庫県姫路市飾磨区細江2620　国土交通大臣許可（特―24）第7099号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
　建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注２）　「民間工事」とは、上記（注１）以外の建設工事をいう。
（注３）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
　平成26年９月19日から平成26年11月２日までの45日間
４　処分の原因となった事実　同社は、平成23年６月30日及び平成24年６月30日、平成25年６月30日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を水増し計上することにより得た経営状況分析結果通知書を用いて申請を行い、当該申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって公共工事の発注機関に対し入札参加資格申請を行った。このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第２項の規定に基づく公告

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年９月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成26年９月19日から平成27年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町岩山字押堀1900番４に所在する木造平屋建の建築物一棟並びにこれらに附属する工作物（通称「岩山団結小屋」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し異議申立てをすることができます。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年９月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成26年９月19日から平成27年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町朝倉字山王台460番２に所在する木造平屋建の建築物二棟並びにこれらに附属する工作物（通称「三里塚野戦病院」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し異議申立てをすることができます。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第７１４６７号
東京都渋谷区鉢山町７番15―107号
申立人　櫻田　綾子
本籍東京都江東区佐賀１丁目26番地２、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所静岡県伊東市、死亡年月日平成17年10月15日、出生の場所東京市渋谷区、出生年月日昭和16年10月26日、職業会社役員
被相続人　亡　櫻田　　優
事務所東京都千代田区丸の内２丁目１番１号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　道子
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第７１４８４号
東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　東京地方検察庁検察官
本籍東京都北区赤羽南２丁目214番地、最後の住所東京都北区東十条３丁目９番８号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日平成26年４月26日頃、出生の場所東京府北豊島郡長崎町、出生年月日昭和６年３月14日、職業不詳
被相続人　亡　塩ノ谷勝之
事務所東京都港区北青山３―12―７秋月ビル407浅倉隆顕法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第５１６９号
福井県今立郡池田町稲荷12号16番地の２
申立人　福井池田町農業協同組合
本籍福井県今立郡池田町清水谷第48号４番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福井県今立郡池田町、死亡年月日平成25年４月12日、出生の場所福井県今立郡池田町、出生年月日昭和７年８月10日、職業林業
被相続人　亡　伊藤　重男
福井市木田３丁目809番地
相続財産管理人　増田　健治
福井家庭裁判所武生支部

平成２６年（家）第５１９１号
東京都千代田区大手町１丁目９番４号
申立人　株式会社日本政策金融公庫
本籍福井県勝山市北郷町伊知地第55号18番地、最後の住所福井県鯖江市杉本町第29号84番地、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日平成25年３月17日、出生の場所福井県大野郡北郷村、出生年月日昭和22年７月26日、職業不明
被相続人　亡　谷口　正伸
事務所福井県鯖江市東米岡１丁目４番19号
相続財産管理人　髙村　弘人
福井家庭裁判所武生支部

平成２６年（家）第２０５１号
東京都千代田区丸の内２丁目７番１号
申立人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
本籍愛知県瀬戸市南山町１丁目82番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県瀬戸市、死亡年月日平成26年４月28日、出生の場所愛知県瀬戸市、出生年月日昭和23年９月12日、職業不詳
被相続人　亡　加藤　明美
事務所名古屋市中区丸の内３―17―29　丸の内ｉａビル３階　明和綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　服部　充裕
名古屋家庭裁判所